東京電力（株）　福島第一原子力発電所

不適合管理委員会報告情報
平成２０年　８月２６日分

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。
法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年 8月26日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：１６件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	１号機	廃棄物処理建屋サンプルタンク室漏洩検出器の点検において、レベルスイッチの接点作動不良（電極の劣化）が認められたため、当該検出器を交換	D	
2	１号機	復水脱塩装置の中央操作室内遠方操作机及び第２中央操作室内遠方操作盤での操作不可が認められたため、当該遠方制御装置を点検・修理	D	
3	１号機	廃棄物処理系使用済樹脂貯蔵タンク水位記録計の点検において、応答速度に遅れが認められたため、当該記録計を修理	D	
4	１号機	非常用ディーゼル発電機（Ｂ）燃料弁開度指示計に指示値不良が認められたため、当該指示計を点検・修理	D	
5	２号機	中央操作室プロセス計算機に管理用端末装置（Ｎｏ．１）の異常を示す警報の発生が認められたため、当該端末装置を点検・修理	D	
6	２号機	新廃棄物地下貯蔵設備建屋１階階段上部にある雨水排水トレイより雨水の滴下が認められたため、当該排水トレイ及び配管を点検・修理	D	
7	４号機	プラントデータ表示装置用計算機の磁気ディスクに異常が認められたため、当該装置を点検・修理	D	
8	５号機	主復水器細管洗浄装置ボール捕集器差圧指示計（６台）に指示値不良が認められたため、当該差圧指示計を点検・修理	D	
9	５号機	復水脱塩装置出口ドレン弁にシートパス（２滴／３秒程度）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
10	５号機	タービン建屋給水加熱器ドレンポンプ室内ドレン排水溝カバーの固定用ネジ（２箇所）に外れが認められたため、当該ネジを修理	D	
11	６号機	原子力安全基盤機構による溶接安全管理審査において、「抽気管用伸縮継手に使用する材料（端管）製造時の溶接事業者検査で実施した機械試験板への溶接後熱処理に考慮不足がある」との指摘を受け、調査及び協議をした結果、軽微な不適合事象であったことが認められたため、対応検討	B	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
12	６号機	原子炉格納容器内酸素濃度指示変換器点検において、計器精度外れが認められたため、当該計器を再調整	D	
13	６号機	廃棄物処理系廃液濃縮装置蒸留水移送ポンプ出口圧力計に指示値不良が認められたため、当該圧力計を点検・修理	D	
14	６号機	廃棄物処理系廃液フィルタ給液ポンプ（Ａ）出口圧力計に指示値不良が認められたため、当該圧力計を点検・修理	D	
15	６号機	１２５Ｖ（Ｂ）バッテリー室内雑用水系配管の壁貫通部シール材に破損が認められたため、当該部を点検・修理	D	
16	６号機	高圧復水ポンプ（Ａ、Ｂ）潤滑油冷却器用冷却水配管の保温材に破損が認められたため、当該部を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生　　など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	・ 以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 ＊ 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 ＊ 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合　など ・ 原子炉への異物の混入　など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・ 圧力抑制室等への異物の混入 ・ 原子力発電設備に係る業務における人の障害　　など
その他	上記以外の不適合事象	・日常小修理　　など

＜原子力発電所における不適合事象の是正管理＞

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

＊「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）
本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）
○Ａｓ　：法令、安全協定に基づく報告事象
　　プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
○Ａ　　：国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
　　定期検査工程へ大きな影響を与える事象
○Ｂ　　：国の検査等で指摘を受けた不適合事象
　　運転監視の強化が必要な事象
○Ｃ　　：品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
○Ｄ　　：通常のメンテナンス範囲内の事象
○対象外：消耗品の交換等の事象

＜注　意＞
掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。
電　話：0240-32-3432　　福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで